### 「自然物に関する義務」再考

――カント義務論に見る環境倫理の可能性―

中村

涼

はじめに

は、 説明の伝統的解釈によれば、人が自然物をある方法で扱うこと(例えば、むやみに破壊すること)を控えるべき理由 解は、カントが自然「に関する(in Anschung)」間接的な義務を認めるものの、道徳的行為者が自然物に「対して (gegen)」直接的な義務を負うことは否定していることに起因する(VI442f.)。自然に関する義務をめぐるカントの 「自然物」と表記)に対する十分な道徳的配慮に対応できない、というのが現在一般的な見解とされている。この見 このような見解に対して本論文は、「自然に関する義務」を正確に理解すれば、カントの立場は、自然物に対する イマヌエル・カント(1724-1804)の倫理学いわゆる義務論は、植物や動物といった人間以外の自然的生命 それによって人間に対する義務違反の可能性を減らすことにしかないのである。 以下、

おり、 釈は、従来の解釈と比較すると、環境倫理に対するカント的アプローチをはるかに有望なものとするはずである。 的心術と密接に結びついていることになる。私たちは人間性の尊厳を保持する義務と道徳的心術を養う義務を負って に扱うかという態度は、私たちを義務の主体たらしめている人間性の尊厳と、 ト義務論にとって根本的な道徳的問題に関わることを主張する。この解釈では、私たちが人間以外の生命をどのよう 物のむやみな破壊を禁止する義務は、私たちの尊厳や道徳的生活を送るための心構えにかかわるという意味で、 私たちの扱いについて、従来の解釈が認めるよりもはるかに強い道徳的強要を伴うことを明らかにする。特に、 「自然物に関する義務」が自己自身に対する義務であるというカントの主張に着目し、 このために本論文は、まず第一節で「自然物に関する義務」の従来の理解がもつ問題について概観する。その上で それゆえそれらの義務に違反しない仕方でのみ自然物を扱うべき道徳的な根拠があるのである。このような解 あらゆる義務の遂行の基礎である道徳 その内実について検討する。

### 1、カントの「自然に関する義務」の問題

点から検討する。

具体的には第二節でこれを自己自身に対する完全義務の観点から、第三節でこれを自己自身に対する不完全義務の観

間 する。その上で、本箇所の従来の解釈とそれに含まれる問題について整理を行う。『道徳形而上学』において、 自然物に対する義務を持っていると考えるなら、それは勘違いである。というのは、そのように考える人は、本来人 トは人間が持ち得る義務は、〈ただ人間に対する義務しかない〉ということを主張する。カントによれば、もし人が 0) 本論文の考察のためにまず、カントが自然に関する義務を論じる箇所を『道徳形而上学』(1797) 〈自己自身に対する〉義務であるものを、 〈自然物に対する〉義務だと勘違いしているからである(VI442)。そ の記述から確認 カン

動

、物倫理の基礎づけは期待できないと結論づけている。

シンガー

(2009) もまた、

カントの人間中心主義とこの心理

う述べつつも、 対する義務によりいっそう切に反している。というのは、 理性を欠くが生命ある被造物に関して、 カントは人間が自然物を無下に扱うことを戒める。 動物を暴力的に、 そうすることによって、動物の苦痛に対する人間の内 また同時に残虐に取り扱うことは、 例えば次の箇所にこの思想が表れてい 人間の自己自身に

なる共感が鈍り、

それによって他の人間との関係における道徳性に非常に役立つ自然的素質が弱められ、

に根絶やしにされてしまうからである。(VI443)

は、 学は環境倫理を発展させるための出発点としては不十分であると考えている。例えばオニール という知見に基づいて自然物に関する義務を論じていることも批判の対象となっている。 務違反を予防するという観点から、 指摘している。ここでのカントの主張が、自然物を無下に扱う人間は人間にも残酷になるがゆえに、人間に対する義 義務の有効範囲が人間にしか当てはまらないならば、そこから非人間中心主義の倫理を構築するのは不可能であると 道徳性を実現できなくなることでしかないように見えるからである。この点で、多くの環境倫理学者は、カント倫理 トが危惧しているのは、 この引用に従えば、一見、自然物を無下に扱うことそれ自体に義務違反はないように見える。なぜならここでカン カントの自然に関する義務は カントがある種の心理学的知見、 自然物を無下に扱うことそれ自体ではなく、その結果として「他の人間との関係」におい 「心理学に関する脆弱な実証的主張に依拠している」と批判し、 自然物に残酷なことをしてはならないというものだと解されているからである。 すなわち自然物に対して残酷な人はいずれ人間に対しても残酷になる 例えばヌスバウム (2007) は、 カントの 7

学的知見の両方を批判し、「人間への親切心と他の動物への親切心がしばしば重なることは、おそらく事実であろう。 れが人間の道徳的自己教育のための単なる手段として機能するという限りにおいて人間中心主義を脱却しておらず、 しかしこれが事実かどうかにかかわらず、カントのようにこれが動物に親切であるべき本当の理由であると言うこと 徹底的に種差別的な立場である」と述べている。バランツケ(2005)も同様に、カントの動物愛護の義務は、こ

が道徳性に非常に役立つ自然的素質を弱め、いずれは人間へも残虐になり得るからにすぎないのである。 と捉えられている。この解釈に従えば、自然物をむやみに破壊することが道徳的に善くないのは、 従来の解釈では、カントの自然物に関する義務は自然物への扱いの規制としては非常に弱いものだ ひとえにその行為

また動物愛護と自己の道徳的陶冶との間の因果関係も必然性を持たないとして批判している。

## 2、「自然物に関する義務」再考―自己自身に対する「完全」義務として

に基づいた黄色信号に過ぎないということになるだろう。 を破壊することそれ自体には、何も義務違反はないように思われる。自然物に関する義務のこのような理解に従え 上に見たように、 自然物に関する義務は他人に対する義務違反という本当の義務違反を未然に防ぐための、人間心理の経験的観察 自然物への惨い仕打ちが人間への義務違反を助長するがゆえに禁止されているとすれば、

のである。このポイントを正しく理解できなければ、カントの自然に関する義務の主張は人間の心理的傾向を踏まえ 長するがゆえに避けるべき行為なのではなく、それ自体として人間の自己自身に対する義務違反であると述べている 従来の解釈に対抗し得る決定的な一文である。すなわちカントはここで、自然物のむやみな破壊は他の義務違反を助 しかしカントは、 自然物を無下に扱うことは「人間の自己自身に対する義務」に反していると述べている。これは

た単なる助言にとどまることになるだろう。

したがって本節では、自然に関する義務を「自己自身に対する完全義務」(VI421)として確認する。不完全義務 行為者に対してどのような行為によって義務を遂行するかについて「自由な選択意志にある余地を許している」

(VI446)のに対し、完全義務とはそのような余地を認めない義務である。

ずれも、 務であるものを、 而上学』「自己自身に対する完全義務について」(V1421)巻の末尾に、「挿入節」(表題:人間の自己自身に対する義 い。というのは、 いるからである。 ここで自然に関する義務を自己自身に対する「完全」義務として解釈を試みる理由は、この義務の説明が 自然物のむやみな破壊の禁止に直接的に関係するようには一見して思われないからである。 この巻でカントは自己自身に対する完全義務 しかし、この挿入節がこの箇所に存在する理由自体が、そもそも私たちにとって明快なことではな 他のものに対する義務と見なすという、 道徳的反省概念の多義性について)として挿し入れられて (自殺の禁止や、 嘘の禁止等)を列挙するが、その 『道徳形

末尾で、件の「挿入節」の直前に論じているという点で、自然物に関する義務と道徳的自己認識の関係は着目に値する。 る完全義務に属する「道徳的な自己認識」という話題である。カントがこの問題を「自己自身に対する完全義務」巻の そこで自然物に関する義務と自己自身に対する完全義務との関係を解きほぐす糸口となり得るのが、 自己自身に対す

分自身を、 するだろう。なぜなら、このような軽蔑は自己矛盾しているからである。―人間を尊敬に値するものとしてい このような道徳的自己認識は、 私たちの内に見出される素晴らしい善への素質によってのみ、 しかし自己の内の人間性ではない)を軽蔑に値するものと認め得るのである。(VI441) 第一に人間 (その類全体) 一般としての自己自身を狂信的に軽蔑することを放逐 人間はこの素質に逆らって行為する人間

が命じているのは、 を受けるに値することの根拠(VI435)だとされているからである。この理解を適用して考えれば、上述の完全義務 質が人間を尊敬に値するものにすると言われていたのと同様に、尊厳も、それは人間があらゆる理性的存在から尊敬 ずとも自分が尊敬に値する者であると考える自己誤認も、どちらも自己自身に対する完全義務に違反しているのである。 素質を持つことを見落として自分を取るに足らないものだと考える自己誤認も、反対にこの善への素質に基づいて行為せ 間を尊敬に値するものとしている、私たちの内に見出される素晴らしい善への素質」である。つまり、自分がこの善への 自分を必要以上に卑下して考えることなく理性的存在としての自分を正当に評価することであり、この評価の根拠は「人 ここでカントは、道徳的な自己認識をひとつの完全義務であるとして、その説明を行っている。道徳的な自己認識とは ところで、この「善への素質」は人間が持つ〈尊厳〉と同じものであると解釈できる。というのは、この善への素 人間は自身の理性的存在としての尊厳を見失うような行為をしてはならないということである。

験」(同上)など、人間が自然物を〈正当な理由なく〉害することに向けられている。 ようとする性癖」(VI443)、「その目的を達するのになくてもよい場合の、たんなる思弁のための苦痛の多い生体実 ここでカントの見解に立ち戻ってみよう。カントが戒めている行為は、「〔自然の美しいものを〕 いたずらに破壊し

は正当な理由が存在するだろう。 ような存在なのである。たとえば、 性的存在とは常に行為の理由を持ち、 ゆる他の理性的存在〔…〕の視点から採用しなければならない」(IV438)ということと同義である。 しての行為者と不可分であるが、理性的存在として行為することは、「様々な格率を〔…〕立法的存在としてのあら それでは、正当な理由をもって行為するとはいかなることだろうか。カントが尊厳を認める主体は、理性的存在と 人間には自身の生命を守らなければならない義務があり、これは普遍的に共有され 人命が脅かされるような状況において野生動物を殺害する場合には、 かつその理由が他の理性的存在とも共有可能な正当なものでなければならな

このような行為は理性的に容認されることができないのである。 み 得る理由だからである (cf. VI421)。しかし、 のために殺害するという行為は、その行為の理由の正当性が他の理性的存在者と共有不可能である。 人命を脅かす可能性がほとんどないと思われる野生動物を自身の楽し したがって、

尊厳に反する行いなのである。それは決して、残酷な行いの矛先がいずれ他人に向くかもしれないから注意せよとい とに他ならない。それゆえこのような行為それ自体が、自己自身に対する「完全義務」の違反なのである う助言ではなく、このような仕方で自然物を扱うこと自体が非理性的な行いであり、それは自身の尊厳を傷つけるこ けが問われているのであり、その行為の客体が人格であるか物件であるかは問われていない。そうであるとすれば、 〈正当な理由なしに〉自然物を害することは、 さらに、この理性的存在としての自己の尊厳を守るか放棄するかという文脈においては、 理性的存在としての自己の地位を捨て去るものとして、まさに自己の 尊厳の主体 のあり方だ

# 3、「自然物に関する義務」再考―自己自身に対する「不完全」義務として

- のこのような態度が、また一方で自己自身に対する「不完全」義務にも関係することを論じる。このために、 以上、自然物のむやみな破壊は自己自身に対する完全義務に違反する行いであることを見てきた。本節では自然物

物に関する義務が論じられる箇所をあらためて確認しよう。

それだけですでに道徳的であるというわけではないが、しかし道徳性を著しく促進する感性の調子を、 destructionis 破壊の心) 自然におけるたとえ生命はなくても美しいものに関しては、これをいたずらに破壊しようとする性癖 は人間の自己自身に対する義務に背いている。 なぜなら、そのような性癖は すなわち (spiritus)

間との関係における道徳性に非常に役立つ自然的素質〔natürliche Anlage〕 ている。 感性の調子を少なくとも準備するような感情を弱め、 なにかあるもの(たとえば、美しい結晶、 動物を暴力的に、また同時に残虐に取り扱うことは、 なぜなら、そうすることによって、 植物界の形容しがたい美しさ)を利益への意図なしにも愛するような 動物の苦痛に対する人間の内なる共感が鈍り、 抹消するからである。 人間の自己自身に対する義務によりいっそう切に反し 理性を欠くが生命ある被造物に関し が弱められ、 しだいに根絶やしに それによって他の人

されてしまうからである〔…〕。(VI443) (太字は引用者による)

してその人を人間に対しても残酷にするがゆえに善くない、というものであった。このような解釈に基づいて、 いという批判が生じたのであった。 、ウムのように、自然物への残酷さが人間への残酷さを生じさせるという関係は不確かな心理的傾向の記述でしかな この箇所の従来の解釈は、自然物を残酷に扱うことが人間の「道徳性に非常に役立つ自然的素質」を弱め、 結果と ヌス

態度の関係性は希薄なものではなくなる。自然物を愛するがゆえに優しい人が同じ理由で人間にも優しいとは限らな が自らの義務である限りそれを遂行するからである。 的素質が情動的な感情ではなく、義務遂行の態度そのものに関わるような素質であれば、 単純に生物への心温まる優しさという情動的な傾向性であると理解してきたことにあるのではないか。もしこの自然 が、いつでも義務を遂行しようという決意を強く持つ人は、 しかしこの見解の問題は、 自然物に惨い仕打ちを行うことで弱められる「道徳性に非常に役立つ自然的素質」を、 加えてこのような決意を支える素質が人間にあるとすれば、そ 行為の客体が自然物であろうと人間であろうと、それ 自然物への態度と人間

れを意図的に弱めることもまた道徳的に問題があるはずである。

Gefühl)」と呼ばれるものが、 遂行にとって重要な諸概念を提示する。ここで着目すべきは、これらの諸概念、 扱わないことがいかなる意味で自己自身に対する不完全義務であるのかを論じる。 「義務概念一般に対する心の感受性の感性的基礎概念」(VI399) そこで本節では、この 「道徳性に非常に役立つ自然的素質」という概念を検討することを通じて、 上記の引用における表現と同様に「自然的な心の素質(natürliche Gemütsanlage)」だと 節(以下、「感性的基礎概念節」と表記)で、義 中でも「道徳的感情 カントは上記の引用に先立つ箇所 自然物を無下に (das moralische 務の

されていることである。

ある」(VI400) と述べ、この道徳的感情を主体の内で強化することに義務を見出してい さらにカントは 件」(ibid.)であり、また『実践理性批判』においては義務に基づいて行為するための動機なのである 引き起こされる感情である(ibid. cf. V91)。さらに、この道徳的感情は「義務概念に対する感受性の〔…〕主観的条 さらにこの箇所によれば、 「拘束性が存するのは、この〔道徳的〕感情を陶冶し〔…〕この感情を強化してゆくことにおいてで 道徳的感情は感性に基づく「情動的感情」ではなく、 理性の表象する道徳法則によって

である。カントはこの自己自身に対する不完全義務の一形態を「自己の道徳的完全性の発展」の義務として提示する。 不完全義務」は、 自身に対する不完全義務」(VI444)として述べる事柄と一致するということである。しかも「自己自身に対する〔…〕 注目すべきことは、「感性的基礎概念」節で述べられた道徳的感情を強化するという義務が、 カントが自然物に関する義務を提示した直後に論じられているという点でも、 その関係性は示唆的 カントが後に「自己

それ自身だけで動機であり、行為が義務に適っているだけでなく義務に基づいてもなされることにある。 道徳的完全性とは第一に、 主観的には、 義務の心術の純粋性 (puritas moralis 道徳的純粋性)、 すなわち、 (VI446) 法則

うという動機の純粋性のことである。すなわち心術の純粋性とは、道徳法則を常に行為の動機とするような心術を持 によると、 ここでカントは道徳的完全性の主観的側面として、 心術の純粋性とは、行為に関して感性的動機を介在させず、あくまでも純粋理性に基づいて意志規定を行 この心術を目指すことが自己自身に対する不完全義務なのである。これはまさに「感性的基礎概念」 心術の純粋性について説明している。この箇所のカントの説明

節で論じられた、道徳法則に基づく動機としての道徳的感情を強化していくことに関わる義務である

排することで生じる道徳的感情を自身の心に備えようという意志を欠いており、したがってこのような行為は心術の 性を目指すという不完全義務の観点からみれば、同様の義務違反なのである。 をむやみに傷つけることも、人間を傷つけることも、 る。このように道徳的完全性に到達しようとすることが自己自身に対する不完全義務なのであり、 自身の意志を感性的、 純粋性に近づくという不完全義務に反しているのである。反対に、正当な理由なく自然物を害することのない人は、 態度に伴う感情である。自然物に対して残虐に振る舞う人は、個人的で感性的な傾向性や衝動に従って行為してお うカントの主張を説明することができる。道徳的感情は、 このように理解すれば、 この行為が理性的に承認されるかどうかという考慮を欠いている。その点でこの人は、 衝動的に規定しないようにしているならば、心術の純粋性に接近しようと努力する存在であ 従来の解釈とは異なって、自然物のむやみな破壊は自己自身に対する義務違反であるとい 意志規定の根拠から感性的なものを排除して自身の道徳的完全 個人的な利益ではなく普遍的な道徳法則を尊重するという 傾向性や衝動を動機 したがって動植物 から

に関する不完全義務に違反している。 たとえば、自身のいらいらした気持ちを晴らすために野良猫や鳩を攻撃するような人は、このような道徳的完全性 義務違反にはならない。 しかしこのような行為を行う人は、自分の行為の動機を理性的に統制しようとする努 もちろん野良猫も鳩も誰の所有下にもないため、このような行為は 〈他人に対

力を怠り、 自身の道徳的完全性に到達しようとする意志を欠いているという点で、 自己自身に対する不完全義務に違

反しているのである。

自己自身に対する不完全義務に規定された格率とは相容れないのである。 徳的感情を損なうような自然物の破壊はそれ自体、 したがって、 有徳な心術を身につけることが道徳的完全性の発展に関わる義務である以上、この心術を涵養する道 義務違反である。こうした行為は、 道徳的完全性を目指すという

### おわりに

問題について確認した。第二節では、 の行為自体が義務であるということが明らかになった。 的完全性へ向かう道を阻害するという意味で、自己自身に対する不完全義務に反することを論じた。この考察を通じ 然物を不必要に害すること自体の義務違反について論じた。 いう意味で、自己自身に対する完全義務に反することを論じた。続いて第三節では、 本論文は、カントの 自然物をむやみに破壊しない行為は、 「自然物に関する義務」の再解釈を通じて、従来の解釈では十分に理解されていなかった、 自然物をむやみに破壊することは、理性的存在としての自己の尊厳に反すると 人間に対する義務違反を誘発しないための予防的な義務なのではなく、 第一節では「自然物に関する義務」 同様の行為が、 の従来の理解がもつ 行為主体が道徳 自

での人間中心主義ではないことも明らかになった。むしろカントの義務概念は、 て行うべき努力の方向を見失った者として非難するものだったからである。このように、 間という特権的地位においては可能であると誤認する人間を、 加えて、 以上の考察からカント義務論は人間が自然物に対して全能であり、 人間性の尊厳に値しない者として、 好き勝手に振る舞ってよいという意味 自然物をむやみに破壊することが人 行為の客体がいかなる能力 あるいは人間とし

をもつ客体になら粗暴になってよいかを問題にするのではなく、自然物への態度を人間主体としての尊厳や義務 の重要性を、カントの「自然に関する義務」論は提示し得るものである。つまり、カント義務論は人間がどんな能力 を持つのかに左右されず、義務の主体である私たち人間自身が人間であるがゆえに負っている義務は何かと問うこと

題として語り直す端緒になるはずである。このような展望を述べて、本論文を終わりにしたい。

### 参考,文南

James Skidmore, "Duties to Animals: The Failure of Kant's Moral Theory", in The Journal of Value Inquiry 35, No. 4, 2001, pp. 541-559 Heike Baranzke, "Tierethik, Tiernatur und Moralanthropologie im Kontext von §17 Tugendlehre," in Kant-Studien 96, 2005, pp. 336-363

John O'Neill, Alan Holland, and Andrew Light, Environmental Values, London and New York: Routledge, 2008

Martha Nussbaum, "Beyond 'Compassion and Humanity': Justice for Nonhuman Animals," in Animal Rights: Current Debates and New Directions, ed. M.C. Nussbaum and C.R. Sunstein, New York: Oxford University Press, 2004, pp. 299-320

Peter Singer, Animal Liberation, New York: Harper Perennial, 2009.

Toby Svoboda, Duties Regarding Nature A Kantian Environmental Ethic, Routledge, 2015.

Tom Regan, The Case for Animal Rights, University of California Press, 2004.

### 注

- Current Debates and New Directions, ed. M.C. Nussbaum and C.R. Sunstein, New York: Oxford University Press, 2004, pp. 299-320等的 California Press, 2004; Martha Nussbaum, "Beyond Compassion and Humanity': Justice for Nonhuman Animals," in *Animal Rights*: 自然に関する義務について伝統的な解釈を受け入れている例としてはTom Regan, The Case for Animal Rights, University of
- Preußischen Akademie der Wissenschaften, 1900f.)の巻数と頁数で示した。引用文中の挿入に関して、( ̄)内は原著者によるも カントからの引用はアカデミー版カント全集(Kant, Immanuel, Kant's Gesammelte Schriften, herausgegeben von der Königlich

- のを、〔 〕内は引用者によるものである。引用者による中略は〔…〕にて略記した。
- あるという誤解に導かれるのは、人間が他の存在に関する自分の義務を、この存在に対する義務と混同していることによるの この誤った認識が、カントが「道徳的反省概念の多義性」と呼ぶものの内実である。人間が人間以外の存在に対する義務が
- $\widehat{4}$ たらえだ、John O'Neill, Alan Holland, and Andrew Light, *Environmental Values*, London and New York: Routledge, 2008, p. 95
- Directions, ed. M.C. Nussbaum and C.R. Sunstein, New York: Oxford University Press, 2004, pp. 299-320 Martha Nussbaum, "Beyond Compassion and Humanity: Justice for Nonhuman Animals," in Animal Rights: Current Debates and New
- 6 Peter Singer, Animal Liberation, New York: Harper Perennial, 2009, p. 244
- Regarding Nature A Kantian Environmental Ethic, Routledge, 2015, p. 93.)° じるという事実から、 Tiernatur und Moralanthropologie im Kontext von §17 Tugendlehre," Kant-Studien 96, 2005, pp. 336-363)。 いれに対しい Svoboda (2015) 的存在としての』自己自身に対する完全義務を詳細に論じるものとして規定される。」ただし彼はこの自然物に関する義務が いかなる意味で自己自身に対する完全義務と同義と言えるのかについては深く立ち入っていない(Heike Baranzke, "Tierethik. ている。「十七節の構成上の位置は、自己自身に対する完全義務、より具体的には、人間が動物としてではなく、『単に道徳 Baranzke(2005)もこの挿入節の位置を根拠に、自然物に関する義務は自己自身に対する完全義務と考えねばならないとし Heike Baranzke, "Tierethik, Tiernatur und Moralanthropologie im Kontext von § 17 Tugendlehre," Kant-Studien 96, 2005, pp. 336-363. カントは自然に関する義務の議論を「挿入節」と位置づけているので、この節が完全義務についての議論の直後に生 それが完全義務の一形態であるとすることができるかは疑問であるとしている(Toby Svoboda, Duites
- (9) ここで想起しなければならないのが、自然物に関する義務が論じられる節「道徳的反省概念の多義性について」が、 身に対する義務を自然に対する義務であると誤認することへの注意であったということである。この義務に違反することで貶 められるのは、自然の尊厳ではなく、自己自身の尊厳なのである。 自己自
- (10) この解釈を採る研究としては、上述のMartha Nussbaum, "Beyond 'Compassion and Humanity : Justice for Nonhuman Animals," in Animal Rights: Current Debates and New Directions, ed. M.C. Nussbaum and C.R. Sunstein, New York: Oxford University Press, 2004, pp 299-320; Peter Singer, Animal Liberation, New York: Harper Perennial, 2009, p. 244 等が挙げられる。